

保護者様

就学援助の申請についてご案内します。

市内の市立小・中学校に通学するお子さま または 市内に居住し国・県立の小・中学校に通学するお子さまをもつ世帯のうち、経済的な理由により、学校での学習等に必要な費用の支払いにお困りの世帯に対して「就学援助制度」を設けています。

就学援助の支給を受けるには、市が定める認定基準のいずれかに該当する必要があります。認定基準については、福岡市 HP（検索ワード『福岡市 就学援助』）にてご確認ください。認定基準に該当している場合は、下記で申請手続きを行ってください。

申請場所：学校事務室 または 教育委員会教育支援課（福岡市役所 11 階）

申請期間：6月1日～7月31日（土日祝日を除く）

※上記期間に要件2、6、7で申請し、令和5年度の課税額で基準を満たす場合は、令和5年4月から認定・支給します。

※上記期間以外で申請し基準を満たす場合は、申請月分から認定・支給となります。

※支給開始月により、入学準備金等の一部支給項目が対象外となることがあります。

受付時間：9時～16時

必要なもの：

- ①認定基準別の証明書類（福岡市 HP にてご確認ください）
- ②申請書
- ③通帳もしくはキャッシュカード（前年度から継続申請する方で、前年度と同じ口座の場合は不要です）

※令和4年度より、窓口申請のほかオンライン申請も行っております。

令和5年度は、対象者や受付期間を拡充し、より便利になりました。来所不要、24時間利用可能なオンライン申請をぜひご利用ください。

（申請には条件があるため、詳しくは福岡市 HP（検索ワード『福岡市 ネットで手続き』）にてご確認ください。）